

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部における
留学に関する規程」

〔平成16年4月1日
制 定〕

最近読替改正 平19. 9. 20

第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第33条第3項の規定に基づき、旧外国語学部における留学に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学則第33条第1項、第38条、第40条第1項及び第45条第1項に規定する外国の大学とは、学位授与権を有する正規の高等教育機関又はこれに相当する教育研究機関をいう。

2 学則第33条第1項、第38条、第40条第1項及び第45条第1項に規定する外国の短期大学とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学に相当するものをいう。

第3条 学則第38条の規定に基づく外国の大学又は外国の短期大学における修得単位及び成績は、旧外国語学部教授会において認定する。この場合において、授業科目名は旧外国語学部における相当の授業科目名に置き換え、単位及び成績は旧外国語学部の基準により換算して取り扱うものとする。

第4条 留学しようとする者は、留学計画書を提出しなければならない。

第5条 留学の期間は、1年以内とする。ただし、願い出により、1年を超えない範囲内においてその延長を許可することがある。

第6条 留学した者が学則第38条の規定の適用により、学年の途中で卒業に必要な単位を充足した場合であっても、卒業はその年度の卒業の時期とする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。